

令和4年8月8日

高等教育の修学支援新制度に採用されている
学生・保護者等 各位

函館工業高等専門学校
学生課学生係

高等教育の修学支援新制度に係る「授業料減免の対象者の認定の継続に
関する申請書」の提出について（依頼）

このことについて、貴殿は標記修学支援新制度の採用者のため、卒業（修了）までの期間は、授業料減免の適用（半期毎）及び給付奨学金の受給が可能ですが、国の指針により、授業料減免の継続適用のため、半期ごとに標記申請書を在籍機関へご提出いただく必要がございます。

つきましては、下記のとおり、お手続きくださいますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

(1) 対象期

令和4年度後期分（令和4年9月～令和5年3月）

(2) 提出期限

令和4年8月19日（金）

(3) 提出方法

以下のフォームにより継続願（減免）を提出

<URL>

<https://forms.office.com/r/FN3dkaiCvr>

※QRコードはスマホからもアクセス可能です。

※函館高専トップページ「お知らせ」欄にも掲載しております。



(4) その他

- ・令和4年4月時点において「学力又は家計基準による停止中」の学生は対象外です。
- ・日本学生支援機構にて別途実施予定（令和4年10月頃）の適格認定（家計基準）の結果、令和4年10月以降の給付奨学金が「停止」となった学生は、あわせて授業料減免も停止となることについて、ご留意願います。

（本件担当）

函館工業高等専門学校

事務部学生課学生係

〒042-8501 北海道函館市戸倉町14番1号

TEL:0138-59-6334